



熊本県公報

第 1 2 1 0 1 号

平成 24 年 4 月 6 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高年齢者支援課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定	(〃)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高年齢者支援課)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更の許可	(市町村行政課)	4
○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく指定の解除	(畜産課)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高年齢者支援課)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	5
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	5
○保安林の指定の解除	(森林保全課)	5
○救急医療機関に関する認定	(〃)	5
○指定居宅サービス事業者の指定	(高年齢者支援課)	6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	6
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	6
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	7
○熊本県労働委員会委員の改選	(労働雇用課)	7
○指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の 指定	(高年齢者支援課)	15
○水俣都市計画公園の変更(熊本県決定)	(都市計画課)	15
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	15
○保安林の指定の解除の予定	(〃)	16
○指定代理納付者の指定	(税務課)	16
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	16
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更	(〃)	20
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止	(〃)	21
○指定居宅サービス事業者の指定	(高年齢者支援課)	21
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	21
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	22
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	22
○公有水面埋立免許(三角港)	(港湾課)	22
公 告		
○土地改良区役員の内任及び就任	(農村計画課)	25
○特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	(管理調達課)	26
○熊本都市計画事業の認可	(都市計画課)	26
○熊本都市計画事業の認可	(〃)	27
○熊本都市計画事業の認可	(〃)	27
○熊本都市計画事業の認可	(〃)	27

- 熊本都市計画事業の認可…………… (//) 27
- 熊本都市計画事業の認可…………… (//) 27
- 熊本都市計画事業の認可…………… (//) 28
- 熊本都市計画事業の認可…………… (//) 28
- 登 載 依 頼**
- 熊本県病院局職員被服類貸与規程の一部を改正する規程…………… (病院局総務経営課) 28
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ…………… (教育政策課) 29
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ…………… (//) 32
- 熊本県議会職員被服類貸与規程の一部を改正する規程… (議会事務局総務課) 32

告 示

熊本県告示第560号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション 光の森 菊池郡菊陽町光の森6丁目6番地 3号	特定医療法人 萬生会	平成24年4月1日

（居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション 光の森 菊池郡菊陽町光の森6丁目6番地 3号	特定医療法人 萬生会	平成24年4月1日

熊本県告示第561号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション 光の森 菊池郡菊陽町光の森6丁目6番地 3号	特定医療法人 萬生会	平成24年4月1日

介護予防居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
二訪問看護ステーション 光の森 菊池郡菊陽町光の森6丁目6番地 3号	特定医療法人 萬生会	平成24年4月1日

熊本県告示第562号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
宮原温泉デイサービスだいち 熊本市植木町宮原306番地5	株式会社大智会	平成24年4月1日

熊本県告示第563号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
宮原温泉デイサービスだいち 熊本市植木町宮原306番地5	株式会社大智会	平成24年4月1日

熊本県告示第564号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定（更新）年月日
デイサービスセンター「グリーン ユープゆるりの家・松橋」	グリーンユープ生活協同 組合くまもと	平成24年4月1日

熊本県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
くまもと保健整骨 院	池部 泰子	上益城郡嘉島町井寺3125 番地1	平成24年3月 2日

熊本県告示第566号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
マッサージセンタ	福田 富士子	宇城市小川町北新田1292	平成24年3月

一まごころ 小川 店	番地	7日
---------------	----	----

熊本県告示第567号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 だいち 山鹿市鹿央町岩原4224番地	株式会社大智会	平成24年4月1日

熊本県告示第568号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 だいち 山鹿市鹿央町岩原4224番地	株式会社大智会	平成24年4月1日

熊本県告示第569号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成24年3月23日付けで菊池広域連合長から申請のあった菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更を平成24年3月28日付けで許可した。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第570号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項の規定により次のとおり指定を解除したので、同法第9条第2項の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名称及び代表者	所在地	指定解除年月日
社団法人熊本県畜産協会 会長 穴見盛雄	熊本市桜木六丁目3-54	平成24年3月31日

熊本県告示第571号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
サンセリテ月出 熊本市月出二丁目4番23号	特定医療法人萬生会	平成24年3月29日

熊本県告示第572号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
サンセリテ月出 熊本市月出二丁目 4 番 2 3 号	特定医療法人萬生会	平成 2 4 年 3 月 2 9 日

熊本県告示第 5 7 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 4 年 4 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンター熊本飽田東 熊本市八分字町 5 0 番 1 号	株式会社ニチイ学館	平成 2 4 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第 5 7 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 4 年 4 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンター熊本飽田東 熊本市八分字町 5 0 番 1 号	株式会社ニチイ学館	平成 2 4 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第 5 7 5 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 6 条の 2 第 2 項の規定により次のように保安林の指定を解除するので、同法第 3 3 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 4 年 4 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所 天草市深海町字池田 6 6 6 番 6
- 2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- 3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第 5 7 6 号

救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 4 年 4 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山口病院	熊本市西区田崎 3 - 1 - 1 7	平成 24 年 5 月 23 日から 平成 27 年 5 月 22 日まで
医療法人聖粒会 慈恵病院	熊本市西区島崎 6 - 1 - 2 7	平成 24 年 5 月 23 日から 平成 27 年 5 月 22 日まで
熊本整形外科病院	熊本市中央区九品寺 1 - 1 5 - 7	平成 24 年 7 月 27 日から 平成 27 年 7 月 26 日まで
くわみず病院	熊本市中央区神水 1 - 1 4 - 4 1	平成 24 年 7 月 27 日から 平成 27 年 7 月 26 日まで
済生会熊本病院	熊本市南区近見 5 - 3 - 1	平成 24 年 7 月 27 日から 平成 27 年 7 月 26 日まで
独立行政法人国立病院 機構熊本医療センター	熊本市中央区二の丸 1 - 5	平成 24 年 7 月 27 日から 平成 27 年 7 月 26 日まで
熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南 2 - 1 - 1	平成 24 年 7 月 29 日から 平成 27 年 7 月 28 日まで
熊本大学医学部附属病	熊本市中央区本荘 1 - 1 -	平成 24 年 7 月 29 日から

院	1	平成27年7月28日まで
熊本機能病院	熊本市北区山室6-8-1	平成24年7月29日から 平成27年7月28日まで
朝日野総合病院	熊本市北区室園町12-1 0	平成24年7月29日から 平成27年7月28日まで
済生会みすみ病院	宇城市三角町波多775- 1	平成24年3月10日から 平成27年3月9日まで

熊本県告示第577号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ショートステイ乙姫荘 阿蘇市乙姫1776番地	社会福祉法人角岳会	平成24年4月1日

熊本県告示第578号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ショートステイ乙姫荘 阿蘇市乙姫1776番地	社会福祉法人角岳会	平成24年4月1日

熊本県告示第579号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護 はる 玉名郡玉東町大字西安寺395番地2	有限会社はる	平成24年4月1日

熊本県告示第580号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護 はる 玉名郡玉東町大字西安寺395番地2	有限会社はる	平成24年4月1日

熊本県告示第581号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
特別養護老人ホーム もやい処 玉名市築地64番1	社会福祉法人天恵会	平成24年4月1日

熊本県告示第582号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
特別養護老人ホーム もやい処 玉名市築地64番1	社会福祉法人天恵会	平成24年4月1日

熊本県告示第583号

労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項の規定により、第43期熊本県労働委員会委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 推薦する者の資格
 - (1) 労働者委員候補者の推薦資格
熊本県の区域内のみに組織を有し、法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の認定を得た労働組合
 - (2) 使用者委員候補者の推薦資格
熊本県の区域内のみに組織を有し、主な目的として労働問題を取り扱うことを業務とし、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体
- 2 推薦される者の資格
委員の任命については法第19条の4の委員の欠格条項及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等に規定する兼職制限規定又は兼職禁止規定の適用を受ける。
- 3 推薦期間
平成24年4月6日から平成24年5月25日まで
- 4 推薦に必要な書類
 - (1) 労働者委員候補者の推薦
 - ア 推薦書（別記第1号様式）
 - イ 履歴書（別記第2号様式）
 - ウ 法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の証明書
なお、証明の申請については、次の書類を平成24年5月2日（水）までに熊本県労働委員会に提出すること。
 - (ア) 労働組合資格審査申請書（別記第3号様式）
 - (イ) 労働組合同規約（選挙規程、会計規程を含む。）
 - (ウ) 労働協約（覚書、協定書を含む。）の写し
 - (エ) 役員名簿（別記第4号様式）
 - (オ) 会社（事業所）の組織表（係別従業員数を記入のこと。）
 - (カ) 調査表（別記第5号様式）
 - (キ) 会計報告書、事務分掌規程等
 - (2) 使用者委員候補者の推薦
 - ア 推薦書（別記第6号様式）
 - イ 履歴書（別記第7号様式）
 - (3) 推薦書及び労働組合資格審査申請書等の請求先
(1) 及び(2)の推薦に必要な書類のうち、推薦書（別記第1号様式及び別記第6号様式）、履歴書（別記第2号様式及び別記第7号様式）及び労働組合資格審査申請書（別記第3号様式）については、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課及び熊本県労働委員会に直接請求すること。
- 5 推薦の方法
労働者委員候補者の推薦については推薦書（4の(1)のア）及び履歴書（4の(1)のイ）並びに熊本県労働委員会の証明書（4の(1)のウ）を、使用者委員候補者の推薦については推薦書（4の(2)のア）及び履歴書（4の(2)のイ）を、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課に提出すること。

別記第 1 号様式

推 薦 書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

労働組合名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け熊本県告示第 号で推薦を求めた第 4 3 期熊本県労働委員会の労働者委員の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	所 属 す る 労 働 組 合 名

- (注) 1 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。
- 2 熊本県労働委員会の証明書を添付してください。

別記第 2 号様式

履 歴 書			
ふりがな 氏 名			昭和 年 月 日 (歳) 生年月日 (年 齢) ※H24.7.1現在
現 住 所			郵便番号
			電話番号
労働組合に おける役職歴 (現在の地位 を含む。)	年	月	
職 歴 (現在の勤務 先及び職種 を含む。)			
賞 罰			
特記事項			

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書
労働組合法第 19 条の 4 (委員の欠格条項) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなる までの者は、委員となることができない。
私は、上記の欠格事項に該当していません。 平成 年 月 日 氏 名 印

別記第 3 号様式

※処理番号 熊労委平成 年 (資) 第 号	※受付年月日 平成 年 月 日
------------------------------	------------------------

平成 年 月 日

熊本県労働委員会会長 様

申請者 (名 称)
(代表者氏名)



労働組合資格審査申請書
(住 所)
(名 称)

当労働組合は下記理由により、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合することの決定を求めたく証拠書類を添付して申請します。

記

- 1 申請の理由 熊本県労働委員会労働者委員候補者推薦のため
- 2 証拠書類
 - (1) 組合規約 (選挙規程、会計規程を含む。) の写し
 - (2) 労働協約 (覚書、協定書を含む。) の写し
 - (3) 役員名簿 (別記第 4 号様式)
 - (4) 会社 (事業所) の組織表 (係別従業員数を記入のこと。)
 - (5) 調査表 (別記第 5 号様式)
 - (6) その他 会計報告書、事務分掌規程等を添付のこと。

(注) 1 ※印欄は記入しないこと。

2 上記 2 の (1)、(3)、(4)、(5) は必ず提出のこと。

別記第5号様式

調 査 表

組合の名称					
事務所の所在地					
組合設立の年月日					
法人格の有無					
直近の上部団体					
単組・支部・分会					
組合の付帯事業					
専従役員の数		役員	名	職員	名
組 合 員 数		事務職員	技能職員	合計	
	男				
	女				
	合計				
使用者の名称					
代表者の氏名					
事務所の所在地					
事業の種類					
関係事業所の名称					
代表者の氏名					
事務所の所在地					
その他					
従 業 員 数		事務職員	技能職員	合計	
	男				
	女				
	合計				

別記第 6 号様式

推 薦 書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

使用者団体名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け熊本県告示第 号で推薦を求めた第 4 3 期熊本県労働委員会の使用者委員の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	勤 務 先 (所 属)

(注) 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。

別記第 7 号様式

履 歴 書				
ふりがな 氏 名			生年月日 (年 齢) ※H24. 7. 1現在	昭和 年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
役 職 歴 (現在の勤務 先(所属) 及び役職を 含む。)	年	月		
賞 罰				
特記事項				

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書
<p>労働組合法第 19 条の 4 (委員の欠格条項)</p> <p>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。</p>
<p>私は、上記の欠格事項に該当していません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>

熊本県告示第584号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定（更新）年月日
有限会社 桑原モータース 八代市日奈久浜町144番地の5	有限会社 桑原モータース	平成24年4月1日

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定（更新）年月日
有限会社 桑原モータース 八代市日奈久浜町144番地の5	有限会社 桑原モータース	平成24年4月1日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定（更新）年月日
有限会社 桑原モータース 八代市日奈久浜町144番地の5	有限会社 桑原モータース	平成24年4月1日

熊本県告示第585号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
水俣都市計画公園 9・5・1号 水俣広域公園
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
水俣市汐見町一丁目
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第586号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町新合字戸屋506番2、516番から518番まで、宇柳迫551番、554番、554番2、556番、字中須604番、607番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字戸屋516番・517番・宇柳迫551番・554番・554番2・556番・字中須604番・607番（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により次の森林を解除予定保安林にするので、同法第30条の2第1項の規定により告示する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 八代市泉町柿迫字川間5181番4・5181番5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第588号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容
ふるさとくまもと応援寄附金
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
(1) V I S A
(2) M a s t e r C a r d
(3) J C B
(4) A m e r i c a n E x p r e s s
(5) ダイナース

熊本県告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーションしらぬい 八代市高小原町1509番地1	社会福祉法人しらぬい会 八代市高小原町1507番地1	平成24年3月16日
ニチイケアセンター荒尾宮内 荒尾市宮内844番地1	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成24年3月1日
未来ケアセンター 水俣市大園町一丁目3番3号	株式会社キミシマ 水俣市大園町一丁目3番3号	平成24年2月20日
ヘルパーステーションみゆき苑 玉名市岩崎1042番地	株式会社一久 玉名市岩崎1042番地	平成24年1月24日

ウイング合志 合志市野々島5662番地5	合同会社きずな 合志市野々島5662番地5	平成24年3月6日
ふるさとの奏 ホームヘルプサービス 菊池郡大津町大字引水714番地1	有限会社ケーシーシー 大分県豊後大野市三重町市場187番地2	平成24年3月6日
(通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ウイング合志 合志市野々島5662番地5	合同会社きずな 合志市野々島5662番地5	平成24年3月6日
天草市社協デイサービスセンターよこら 天草市御所浦町横浦54番地1	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市五和町御領2943番地	平成24年3月1日
デイサービスセンター ふるさとの奏 菊池郡大津町大字引水714番地1	有限会社ケーシーシー 大分県豊後大野市三重町市場187番地2	平成24年3月6日
デイサービスセンターひのおかさくら館 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4457番地1	社会福祉法人順和会 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4463番地	平成24年3月9日
(夜間対応型訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
いつでもくるばい 山鹿市熊入町1093番地	特定非営利活動法人コレクティブ 熊本市戸島西一丁目23番59号	平成24年2月27日
(認知症対応型通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター花音 八代郡氷川町宮原591番地	有限会社沙蔵 八代郡氷川町宮原588番地2	平成24年3月13日
(小規模多機能型居宅介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能ホーム いつでもくるばい	特定非営利活動法人コレクティブ	平成24年2月27日

山鹿市熊入町1093番地	熊本市戸島西一丁目23番59号	
小規模多機能型居宅介護事業所 花しのぶ 玉名郡長洲町大字清源寺1060番地	社会福祉法人池修会 玉名郡長洲町大字清源寺1060番地	平成24年3月5日
(認知症対応型共同生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム ふれあい家族の家 宇城市小川町南部田131番地1	医療法人社団仁水会 宇城市松橋町久具323番地1	平成24年2月28日
(介護予防訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーションしらぬい 八代市高小原町1509番地1	社会福祉法人しらぬい会 八代市高小原町1507番地1	平成24年3月16日
ニチイケアセンター荒尾宮内 荒尾市宮内844番地1	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成24年3月1日
未来ケアセンター 水俣市大園町一丁目3番3号	株式会社キミシマ 水俣市大園町一丁目3番3号	平成24年2月20日
ヘルパーステーションみゆき苑 玉名市岩崎1042番地	株式会社一久 玉名市岩崎1042番地	平成24年1月24日
ウイング合志 合志市野々島5662番地5	合同会社きずな 合志市野々島5662番地5	平成24年3月6日
ふるさとの奏 ホームヘルプサービス 菊池郡大津町大字引水714番地1	有限会社ケーシーシー 大分県豊後大野市三重町市場187番地2	平成24年3月6日
指定南阿蘇訪問介護事業所 阿蘇郡高森町大字野尻1885番地	南阿蘇訪問介護事業企業組合 阿蘇郡高森町大字野尻1885番地	平成23年12月1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ウイング合志 合志市野々島5662番地5	合同会社きずな 合志市野々島5662番地5	平成24年3月6日
天草市社協デイサービスセンターよこうら 天草市御所浦町横浦54番地1	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市五和町御領2943番地	平成24年3月1日
デイサービスセンター ふるさとの奏 菊池郡大津町大字引水714番地1	有限会社ケーシーシー 大分県豊後大野市三重町市場187番地2	平成24年3月6日
デイサービスセンターひのおかさくら館 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4457番地1	社会福祉法人順和会 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4463番地	平成24年3月9日

(介護予防認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター花音 八代郡氷川町宮原591番地	有限会社沙蔵 八代郡氷川町宮原588番地2	平成24年3月13日

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能ホーム いつでんくるばい 山鹿市熊入町1093番地	特定非営利活動法人コレクティブ 熊本市戸島西一丁目23番59号	平成24年2月27日
小規模多機能型居宅介護事業所花しのぶ 玉名郡長洲町大字清源寺1060番地	社会福祉法人池修会 玉名郡長洲町大字清源寺1060番地	平成24年3月5日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム ふれあい家族の家 宇城市小川町南部田131番地1	医療法人社団仁水会 宇城市松橋町久具323番地1	平成24年2月28日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
梨園 居宅介護支援事業所 荒尾市菰屋2031番地8	合同会社縁合 荒尾市菰屋2031番地8	平成24年3月15日
ケアプランセンターみゆき苑 玉名市岩崎1042番地	株式会社一久 玉名市岩崎1042番地	平成24年1月24日
居宅介護支援事業所 すまいる工房 天草市本渡町広瀬200番地36	合同会社すまいる工房 天草市本渡町広瀬200番地36	平成24年3月1日
介護保険サービス ふるさとの奏 菊池郡大津町大字引水714番地1	有限会社ケーシーシー 大分県豊後大野市三重町市場187番地2	平成24年3月6日

熊本県告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
みなみ園デイセンター	八代市日奈久塩南町53番地1	介護機関の名称及び所在地		平成24年3月12日
		行楽園デイサービスセンター 八代市日奈久塩北町2905番地	みなみ園デイセンター 八代市日奈久塩南町53番地1	

(居宅介護支援事業者)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	

熊本セントラル病院居宅介護支援事業所	菊池郡大津町大字室955番地	介護機関名称		平成22年4月1日
		潤心会居宅介護支援事業所	熊本セントラル病院居宅介護支援事業所	

熊本県告示第591号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションほたる 宇城市松橋町松橋106番地2	株式会社大地 宇城市松橋町松橋106番地2	平成24年3月1日

（介護予防訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションほたる 宇城市松橋町松橋106番地2	株式会社大地 宇城市松橋町松橋106番地2	平成24年3月1日

熊本県告示第592号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
いにしえ介護事業所 通所介護 孫 山鹿市鹿本町高橋307番7	株式会社MMM	平成24年4月2日

熊本県告示第593号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
いにしえ介護事業所 通所介護 孫 山鹿市鹿本町高橋307番7	株式会社MMM	平成24年4月2日

熊本県告示第594号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス だんだんみぞか 八代市鏡町鏡553番地4	株式会社暖暖	平成24年4月1日

熊本県告示第595号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス だんだんみぞか 八代市鏡町鏡553番地4	株式会社暖暖	平成24年4月1日

熊本県告示第596号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 出願者の住所及び氏名
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫
- 2 免許年月日及び番号
 平成24年3月29日
 熊本県指令港第7号
- 3 埋立区域
 (1) 位置
 ア 1工区
 宇城市三角町波多字陣内4244の32、4244の30、720の10地先
 公有水面
 イ 2工区
 宇城市三角町波多字高々崎又744の7、744の21、744の12に隣接
 する無番地、744の19地先及び744の20に隣接する無番地地先公有水面
 ウ 3工区
 宇城市三角町波多字高々崎744の20、744の18に隣接する無番地地先
 公有水面
 (2) 区域
 ア 1工区
 次の①の地点から⑭の地点までを順次直線で結んだ線、⑭の地点と⑮の地点を
 結ぶ昭和59年3月15日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立
 地と公有水面との境界線（DL+4.22メートルより決定）、⑮の地点と①の
 地点を結ぶ昭和57年9月9日付け熊本県指令港第13号でしゅん功認可された
 埋立地と公有水面との境界線（DL+4.30メートルより決定）により囲まれ
 た区域
 ①の地点 寺島三等三角点（北緯32度36分11.9525秒、東経130度
 28分44.6612秒）から13度53分04秒741.474メ
 ートルの地点
 ②の地点 ①の地点から59度57分13秒0.589メートルの地点
 ③の地点 ②の地点から329度50分30秒1.684メートルの地点
 ④の地点 ③の地点から59度43分42秒3.763メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から58度54分21秒4.446メートルの地点
 ⑥の地点 ⑤の地点から58度13分41秒4.060メートルの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から57度36分33秒4.049メートルの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から57度08分08秒2.637メートルの地点

⑨の地点	⑧の地点から56度43分26秒4.416メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から56度13分24秒4.033メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から55度54分29秒1.502メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から144度42分22秒1.694メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から56度06分14秒0.617メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から324度32分43秒4.891メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から238度56分07秒30.815メートルの地点

イ 2工区

次の⑯の地点から⑲の地点までを順次直線で結んだ線、⑲の地点と⑰の地点を
結ぶ昭和59年3月15日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立
地と公有水面との境界線(DL+4.22メートルより決定)により囲まれた区
域

⑯の地点	1工区⑭の地点から54度43分15秒144.599メートルの地 点
⑰の地点	⑯の地点から144度33分19秒4.592メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から54度29分13秒0.541メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から324度33分09秒1.700メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から54度31分02秒27.999メートルの地点
㉑の地点	⑲の地点から144度31分03秒0秒1.701メートルの地点
㉒の地点	⑲の地点から54度28分24秒1.175メートルの地点
㉓の地点	⑲の地点から71度13分37秒1.072メートルの地点
㉔の地点	⑲の地点から341度11分31秒1.700メートルの地点
㉕の地点	⑲の地点から71度12分26秒7.999メートルの地点
㉖の地点	⑲の地点から161度14分44秒1.701メートルの地点
㉗の地点	⑲の地点から71度09分54秒1.370メートルの地点
㉘の地点	⑲の地点から54度33分11秒1.321メートルの地点
㉙の地点	⑲の地点から324度30分20秒1.700メートルの地点
㉚の地点	⑲の地点から54度30分38秒4.001メートルの地点
㉛の地点	⑲の地点から144度31分30秒1.701メートルの地点
㉜の地点	⑲の地点から54度31分15秒7.400メートルの地点
㉝の地点	⑲の地点から324度30分56秒1.001メートルの地点
㉞の地点	⑲の地点から54度31分53秒2.601メートルの地点
㉟の地点	⑲の地点から324度28分19秒0.700メートルの地点
㊱の地点	⑲の地点から54度31分06秒19.003メートルの地点
㊲の地点	⑲の地点から144度30分20秒1.700メートルの地点
㊳の地点	⑲の地点から54度29分15秒1.326メートルの地点
㊴の地点	⑲の地点から37度49分25秒1.370メートルの地点
㊵の地点	⑲の地点から307度48分25秒1.700メートルの地点
㊶の地点	⑲の地点から37度49分58秒1.071メートルの地点
㊷の地点	⑲の地点から127度48分25秒1.700メートルの地点
㊸の地点	⑲の地点から37度49分58秒1.071メートルの地点
㊹の地点	⑲の地点から54度32分10秒1.174メートルの地点
㊺の地点	⑲の地点から324度31分58秒1.699メートルの地点
㊻の地点	⑲の地点から54度30分53秒26.496メートルの地点
㊼の地点	⑲の地点から144度29分51秒1.701メートルの地点
㊽の地点	⑲の地点から54度28分25秒0.589メートルの地点
㊾の地点	⑲の地点から324度32分30秒4.611メートルの地点

ウ 3工区

次の⑳の地点から㉑の地点までを順次直線で結んだ線、㉑の地点と㉒の地点を
結ぶ昭和59年3月15日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立
地と公有水面との境界線(DL+4.22メートルより決定)により囲まれた区
域

㉑の地点	2工区㉑の地点から54度31分22秒163.848メートルの地 点
㉒の地点	㉑の地点から144度30分57秒4.598メートルの地点
㉓の地点	㉑の地点から54度31分18秒0.560メートルの地点
㉔の地点	㉑の地点から324度30分20秒1.700メートルの地点
㉕の地点	㉑の地点から54度31分08秒27.002メートルの地点
㉖の地点	㉑の地点から144度30分20秒1.700メートルの地点
㉗の地点	㉑の地点から54度30分59秒7.399メートルの地点
㉘の地点	㉑の地点から324度28分19秒1.000メートルの地点
㉙の地点	㉑の地点から54度31分53秒2.601メートルの地点
㉚の地点	㉑の地点から324度28分19秒0.700メートルの地点
㉛の地点	㉑の地点から54度31分03秒3.502メートルの地点
㉜の地点	㉑の地点から54度31分56秒3.997メートルの地点
㉝の地点	㉑の地点から54度35分56秒2.489メートルの地点
㉞の地点	㉑の地点から54度43分48秒3.983メートルの地点
㉟の地点	㉑の地点から54度57分05秒3.977メートルの地点

⑥5の地点	⑥4の地点	から	55度	18分	17秒	3.969	メートル	の地点
⑥6の地点	⑥5の地点	から	55度	45分	08秒	3.961	メートル	の地点
⑥7の地点	⑥6の地点	から	56度	14分	44秒	3.952	メートル	の地点
⑥8の地点	⑥7の地点	から	56度	52分	39秒	3.947	メートル	の地点
⑥9の地点	⑥8の地点	から	57度	34分	16秒	3.944	メートル	の地点
⑦0の地点	⑥9の地点	から	58度	22分	04秒	3.939	メートル	の地点
⑦1の地点	⑦0の地点	から	59度	14分	18秒	3.936	メートル	の地点
⑦2の地点	⑦1の地点	から	60度	12分	50秒	3.805	メートル	の地点
⑦3の地点	⑦2の地点	から	70度	32分	25秒	3.854	メートル	の地点
⑦4の地点	⑦3の地点	から	71度	50分	07秒	3.920	メートル	の地点
⑦5の地点	⑦4の地点	から	73度	05分	56秒	3.908	メートル	の地点
⑦6の地点	⑦5の地点	から	74度	28分	53秒	3.891	メートル	の地点
⑦7の地点	⑦6の地点	から	75度	46分	39秒	3.956	メートル	の地点
⑦8の地点	⑦7の地点	から	69度	07分	22秒	3.822	メートル	の地点
⑦9の地点	⑦8の地点	から	70度	30分	06秒	3.817	メートル	の地点
⑧0の地点	⑦9の地点	から	71度	54分	24秒	3.819	メートル	の地点
⑧1の地点	⑧0の地点	から	73度	17分	01秒	3.817	メートル	の地点
⑧2の地点	⑧1の地点	から	74度	42分	15秒	3.817	メートル	の地点
⑧3の地点	⑧2の地点	から	75度	57分	35秒	3.557	メートル	の地点
⑧4の地点	⑧3の地点	から	77度	15分	54秒	3.556	メートル	の地点
⑧5の地点	⑧4の地点	から	78度	34分	46秒	3.555	メートル	の地点
⑧6の地点	⑧5の地点	から	79度	51分	44秒	3.557	メートル	の地点
⑧7の地点	⑧6の地点	から	81度	24分	00秒	3.812	メートル	の地点
⑧8の地点	⑧7の地点	から	171度	38分	06秒	1.691	メートル	の地点
⑧9の地点	⑧8の地点	から	81度	54分	45秒	0.952	メートル	の地点
⑨0の地点	⑧9の地点	から	351度	02分	35秒	3.411	メートル	の地点

(3)

面積

1 工区	107.85	平方メートル
2 工区	336.46	平方メートル
3 工区	365.62	平方メートル
合計	809.93	平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

ア

1 工区

熊本県宇城市三角町波多字陣内4244の32、4244の30、720の10地先公有水面

イ

2 工区

熊本県宇城市三角町波多字高々崎又744の7、744の21、744の12に隣接する無番地、744の19地先及び744の20に隣接する無番地地先公有水面

ウ

3 工区

熊本県宇城市三角町波多字高々崎744の20、744の18に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

ア

1 工区

次の㉔の地点から㉕の地点までを順次直線で結んだ線、㉖の地点と㉗の地点を結ぶ昭和59年3月15日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+4.22メートルより決定)、㉘の地点と㉙の地点を結ぶ昭和57年9月9日付け熊本県指令港第13号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+4.3メートルより決定)により囲まれた区域

㉔の地点 寺島三等三角点(北緯32度36分11.9525秒、東経130度28分44.6612秒)から16度33分42秒718.629メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から56度48分05秒45.651メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から324度31分13秒45.860メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から234度32分38秒19.332メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から238度56分07秒30.815メートルの地点

イ

2 工区

次の㉚の地点から㉛の地点までを順次直線で結んだ線、㉜の地点と㉝の地点を結ぶ昭和59年3月15日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+4.22メートルより決定)により囲まれた区域

㉚の地点 1工区㉔の地点(北緯32度36分36.3727秒、東経130度28分52.8213秒)から54度44分53秒125.267メートルの地点

㉜の地点 ㉚の地点から234度32分36秒16.501メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から144度31分13秒48.908メートルの地点

- ㊦の地点から54度08分06秒146.126メートルの地点
- ㊧の地点から324度31分11秒47.936メートルの地点
- ㊨の地点から234度32分55秒15.998メートルの地点

ウ 3工区

次の㊦の地点から㊨の地点までを順次直線で結んだ線、㊦の地点と㊨の地点を結ぶ昭和59年3月15日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+4.22メートルより決定)により囲まれた区域

㊦の地点 2工区㊨の地点(北緯32度36分41.1956秒、東経130度29分00.7658秒)から54度31分12秒147.850メートルの地点

- ㊩の地点から234度32分50秒13.515メートルの地点
- ㊪の地点から144度31分21秒41.319メートルの地点
- ㊫の地点から54度31分06秒94.622メートルの地点
- ㊬の地点から76度05分41秒56.850メートルの地点
- ㊭の地点から356度11分29秒38.721メートルの地点
- ㊮の地点から261度47分04秒14.220メートルの地点

(3)

- 面積
- 1工区 2,172.61平方メートル
- 2工区 6,913.91平方メートル
- 3工区 6,574.93平方メートル
- 合計 15,661.45平方メートル

5 埋立地の用途
道路施設用地

公 告

熊本県公告第196号

熊本市に事務所を置く緑川南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成24年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	村崎 秀	熊本市富合町榎津1038番地
理事	八幡 紀雄	熊本市城南町今吉野1034番地1
理事	緒方 敦	熊本市城南町築地880番地
理事	大石 洋	熊本市城南町坂野711番地
理事	河原 鐵重	熊本市城南町千町2228番地3
理事	成松 孝美	熊本市城南町丹生宮432番地
理事	武田 新市	熊本市城南町赤見1388番地
理事	井上 一喜	熊本市城南町宮地1097番地
理事	堀田 孝昭	熊本市城南町下宮地1072番地
理事	松永 壽昭	熊本市城南町島田994番地1
理事	小原 邦彦	熊本市富合町榎津1198番地
理事	岩永 博人	熊本市富合町木原66番地
理事	成松 俊郎	熊本市富合町平原800番地
理事	内村 眞雄	熊本市富合町西田尻884番地
理事	櫻田 精治	熊本市富合町志々水659番地
理事	林田 修一	熊本市富合町国町565番地
理事	米本 富雄	熊本市富合町菰江368番地1
理事	橋本 義則	熊本市富合町上杉538番地
監事	石田 照光	熊本市城南町舞原759番地2
監事	中村 英一	熊本市城南町下宮地416番地2
監事	中熊 捷征	熊本市富合町古閑1165番地
監事	桑野 俊郎	熊本市富合町大町1066番地

就任		
理事	八幡 紀雄	熊本市城南町今吉野 1 0 3 4 番地 1
理事	村崎 秀	熊本市富合町榎津 1 0 3 8 番地
理事	牛島 廣光	熊本市城南町出水 7 9 0 番地
理事	吉田 幸夫	熊本市城南町坂野 1 9 8 0 番地
理事	井上 直嗣	熊本市城南町永 3 8 0 番地 2
理事	土持 建士	熊本市城南町高 2 6 6 番地
理事	松田 則康	熊本市城南町碓 1 1 5 2 番地
理事	坂口 八州男	熊本市城南町宮地 1 1 8 8 番地
理事	中村 英一	熊本市城南町下宮地 4 1 6 番地 2
理事	成松 正治	熊本市城南町六田 7 7 3 番地
理事	紫垣 隆宏	熊本市富合町榎津 2 1 4 番地 2
理事	一野 芳行	熊本市富合町木原 2 0 5 8 番地
理事	山本 誠治	熊本市富合町南田尻 1 4 1 番地
理事	上田 武	熊本市富合町碓江 3 5 8 番地
理事	中熊 秀一	熊本市富合町古閑 1 1 0 6 番地
理事	安永 信哉	熊本市富合町小岩瀬 8 5 8 番地 2
理事	佐藤 武人	熊本市富合町莎崎 4 7 8 番地
理事	桑野 俊郎	熊本市富合町大町 1 0 6 6 番地
監事	南部 正生	熊本市城南町今吉野 4 5 7 番地
監事	吉田 泉	熊本市城南町島田 7 2 4 番地
監事	小山 一美	熊本市富合町新 4 4 7 番地 2
監事	橋本 義則	熊本市富合町上杉 5 3 8 番地

熊本県公告第 1 9 7 号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 2 4 年 4 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
モニタリングポスト 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本市中心区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 2 4 年 3 月 7 日
- 4 落札者の名称及び所在地
日立アロカメディカル株式会社 鳥栖営業所
佐賀県鳥栖市藤木町 4 - 5
- 5 落札金額
5 7, 7 5 0, 0 0 0 円（うち消費税及び地方消費税の額 2, 7 5 0, 0 0 0 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 2 4 年 1 月 2 7 日

熊本県公告第 1 9 8 号

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 4 年 4 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 2 0 年九州地方整備局告示第 1 2 1 号熊本都市計画道路事業 3・5・4 5 号上熊本弓削線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東区東町三丁目 1 1 番 6 3 号 熊本県熊本土木事務所
- 4 事業施行期間 平成 2 0 年 1 0 月 1 4 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

熊本県公告第199号

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成15年九州地方整備局告示第93号熊本都市計画道路事業3・4・29号上熊本法成寺線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東区東町三丁目11番63号 熊本県熊本土木事務所
- 4 事業施行期間 平成15年7月4日から平成24年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

熊本県公告第200号

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成14年九州地方整備局告示第99号熊本都市計画道路事業3・4・26号新町戸坂線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東区東町三丁目11番63号 熊本県熊本土木事務所
- 4 事業施行期間 平成14年5月31日から平成24年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県公告第201号

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成19年九州地方整備局告示第98号熊本都市計画道路事業3・2・2号新市街水前寺線及び3・4・36号出水町国府東水前寺線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東区東町三丁目11番63号 熊本県熊本土木事務所
- 4 事業施行期間 平成19年3月29日から平成24年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

熊本県公告第202号

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平23年九州地方整備局告示第35号熊本都市計画道路事業3・3・9号池田町花園線、3・4・21号上熊本細工町線、3・4・28号戸坂花園線及び3・4・67号花園池亀線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東区東町三丁目11番63号 熊本県熊本土木事務所
- 4 事業施行期間 平成23年2月25日から平成24年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県公告第203号

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本県

- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成14年九州地方整備局告示第11号熊本都市計画道路事業3・2・62号春日池上線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区本山二丁目9番51号 熊本県熊本駅周辺整備事務所
- 4 事業施行期間 平成14年2月4日から平成24年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県公告第204号

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成17年九州地方整備局告示第79号熊本都市計画道路事業3・2・62号春日池上線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東区東町三丁目11番63号 熊本県熊本土木事務所
- 4 事業施行期間 平成17年3月31日から平成24年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県公告第205号

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成24年4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成20年九州地方整備局告示第118号熊本都市計画道路事業3・4・25号熊本駅城山線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区本山二丁目9番51号 熊本県熊本駅周辺整備事務所
- 4 事業施行期間 平成20年9月30日から平成24年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

掲載依頼

熊本県病院局管理規程第4号

熊本県病院局職員被服類貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成24年4月6日

熊本県病院事業管理者 向 井 康 彦

熊本県病院局職員被服類貸与規程の一部を改正する規程
熊本県病院局職員被服類貸与規程（平成20年熊本県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に掲げる職員」を「退職者及び休養指定者」に改め、各号を削る。
第8条中「したときは、洗濯のうえ」を「、退職、長期休業、配置転換等により、その業務を離れるときは、貸与品に」に改める。
第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（他の機関に所属する職員への貸与）
第9条 県の他の機関の長から、当該機関に所属する職員への被服類の貸与について要請があったときは、協議のうえ、この規程の例により、当該職員に対して被服類を貸与することができる。

第15条の次に次の1条を加える。
（臨時職員等への貸与）

第16条 臨時的任用職員（産前休暇、産後休暇、私傷病休暇（出産に起因するもので、産後休から引き続き取得するものに限る。）及び育児休業の期間中の職員の業務を代替するため任用する臨時的任用職員を除く。）及び常時勤務に服さない者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）に対する被服類の貸与に関する事項は、別に定める。

附 則
この規程は、平成24年4月6日から施行する。

熊本県教育委員会公告第3号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成24年4月6日

熊本県教育長 山本 隆生

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）
- (3) 借入物品及び数量
ア 教育用コンピュータ 359セット
イ その他周辺機器及びソフトウェア
- (4) 借入物品の規格、品質など
入札説明書及び要求仕様書による。
- (5) 借入期間
平成24年7月1日から平成29年6月30日まで
- (6) 納入場所
要求仕様書別紙2による
- (7) 入札方式
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4（3）アの電子入札システムによる入札の間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたものに限る。紙入札により入札するものとする。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる場合
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している場合
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合
- (8) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の（1）から（5）までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者と競争入札参加資格審査申請書受付期間
ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
公告の日から平成24年5月1日（火）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本 市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
エ 提出の方法
イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合は、アに記載する期限までに必着とする。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を1（2）の担当部局へ提出し、審査を受

- け、本調達物品の仕様に適合している証明（「仕様適合証明願（書）」による）を受けた者であること。
- なお、1（2）の担当部局の審査を受ける期間は、公示の日から平成24年5月7日（水）までの日（閉庁日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2（2）から（5）までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、（1）アに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、（1）に掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、当該書類の目録を電子入札システムで提出し、当該書類を書面で提出期間内に郵送又は持参により提出すること。紙入札により入札する場合は、（1）アに掲げる書類を書面で（3）の提出期間内に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成24年5月8日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1（2）に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札説明書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1（2）に掲げる入札・契約担当部局において行う。
- (2) 入札説明会
ア 日時 平成24年4月25日（水） 午後2時
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館8階803会議室
- (3) 入札の方法等
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成24年5月15日（火）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
（ア）日時 平成24年5月16日（水）午前10時
（イ）場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）
（ウ）入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成24年5月15日（火）までに1（2）に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「業務名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて（3）イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに（3）イ（イ）の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号に該当する入札
- イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において契約権限のない者のICカードを使用して行った入札
- エ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
 - (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 - (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること
（本公告に係る入札・契約担当部局）1（2）のとおり
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
電話番号 096-333-2674
ファックス番号 096-384-1509
 - (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること
熊本県出納局管理調達課 管理審査班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary
 - (1) Name and quantity of commodity
A set of personal computers for education
359 personal computers and softwares
peripheral equipments and softwares
 - (2) Deadline to supply commodity
June 29th 2012
 - (3) Place to supply commodity
Shown in the bid explanation form
 - (4) Date and place to submit bidding proposal
May 16th 2012 10:00 am
Educational Policy Division,
7th floor, New building Prefectural Office of Kumamoto

- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
May 15th 2012
- (6) Language and currency to be used
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract
Educational Policy Division
Board of Education Prefectural Office
of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuo Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 862-8609 Japan
Phone : 096-333-2674

熊本県教育委員会告示第4号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成24年4月6日

熊本県教育長 山本 隆生

- 1 競争入札に付する事項
熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところに
より、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成24年5月1日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更hands続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県議会告示第1号

熊本県議会職員被服類貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月6日

熊本県議会議長 馬場 成志

熊本県議会職員被服類貸与規程の一部を改正する規程
熊本県議会職員被服類貸与規程（昭和39年6月26日議会公告第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式中「熊本県議会事務局長 殿」を「熊本県議会事務局長 様」に改める。

附 則（平成24年4月6日議会公告第1号）

この規程は、平成24年4月6日から施行する。